

29文議第909号  
平成30年2月8日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
名 取 頭 一

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第20号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第21号	憲法9条の改憲に反対し、憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治の実現を求める請願
	第22号	婚外子差別撤廃についての請願
厚生 (2件)	第23号	公衆浴場の確保と浴場施策拡充に関する請願
	第24号	旅館業法上の施設建設に関する請願

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第20号
件名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎戸忠子
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、大レース時は大変な混雑と、純粋なスポーツとして楽しむというのとは異なるギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

2017年9月29日の厚生労働省の研究班発表によると「ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第21号
件名	憲法9条の改憲に反対し、憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治の実現を求める請願
請願者	文京区西片一丁目17番4号 ハイッ西片102 3000万署名推進！文京アクション 共同代表者 大谷昇 外5名
紹介議員	関川けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

安倍晋三首相は、昨年5月3日に「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と表明されました。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっています。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在と市民の粘り強い運動でした。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。私たちは、安倍首相等による憲法9条などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。

つきましては、貴議会在、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくよう要請いたします。

## 請願事項

- 1 日本国憲法の第9条を変えないこと。
- 2 日本国憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第22号
件 名	婚外子差別撤廃についての請願
請 願 者	武蔵野市緑町1丁目6番32号 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 田 中 須 美 子 外2名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子      浅 田 保 雄 若 井 宣 一      宮 崎 文 雄 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

2013年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法900条第4号但書前段）を憲法違反と決定しました。すでにこの規定は、同年の臨時国会の民法改正により削除され、発効しています。

また、法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」を準備していましたが、一部与党の猛反対に遭い、断念せざるを得ませんでした。同年9月26日に最高裁第一小法廷が、出生届に嫡出子または嫡出でない子の別を記載すべきとする戸籍法を合憲と判断したことから、「緊急性を要しない」というのが改正案の提出を見送った主な理由とされています。

しかし、婚内子と婚外子を分かつ最も大きな民法上の規定が廃止された以上、この戸籍法の規定は、ほとんど意味を成さないものです。また戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成にあたって、全く必要のないものです。

最高裁第一小法廷は確かに合憲との判決を出しました。しかし、その中身は「憲法に違反しない」と述べるものの、この規定が「事務処理上不可欠の要請とまではいえない」と明言している上、立法において見直すべきという櫻井龍子裁判官の補足意見も付されており、決して現状を是としたものではありません。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、わが国のこの規定も、すでに改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれます。

また、続柄欄において、もともと「長（男・女）、二（男・女）、三（男・女）」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では全く必要のないものです。また、2004年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は、「男」「女」と記載されており、婚外子差別の要因となるものです。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴います。また国や行政による公報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢います。従って、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

よって、以上の趣旨から、国に対し戸籍法の改正を求める要望書を提出するよう請願します。

## 請願事項

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止すること。なお、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第23号
件名	公衆浴場の確保と浴場施策拡充に関する請願
請願者	文京区千駄木一丁目22番22号 藤代東洋夫
紹介議員	金子てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

都内の公衆浴場は全都で 602 軒（平成 28 年 12 月末）となった後も、後継者難による廃業や有利な立地を利用した他の事業への転換などにより、引き続き公衆浴場は減少傾向にあります。

文京区内の公衆浴場は 7 箇所、区や浴場組合を始めとする利用者拡大にむけた取り組みは、利用者や地域でも歓迎されており、私たちも大変心強く思っています。

東京都では公衆浴場活性化検討会で、公衆浴場の利用者拡大と地域交流、観光の拠点として存在感を高めることを目的とした「公衆浴場活性化策」が検討され、新年度には東京都が、公衆浴場経営への参入希望者に対する支援を行うことになったそうです。

こうした新たな試みが、文京区内で根津・弥生、千駄木 1～4 丁目、向丘、西片、本郷、湯島、本駒込、千石へと広がる浴場空白地域からの声に応えてゆくことが期待されています。

区がおこなった調査によると、シニア入浴や湯遊入浴などの銭湯向け施策を「いずれも知らない」人は全体で 67.6%であり、「一度も銭湯を利用したことがない人」で「いずれも知らない」人は 81.2%に達していました。圧倒的に知られていない状況を改善すれば、銭湯利用者を広がることにつながるのではないのでしょうか。

銭湯利用者の中には「シニア入浴券は谷中や池之端の銭湯でも使えるようにしてほしい」（千駄木）、「自転車で他区の知人宅の風呂に週 2 回通っている」（小石川）、「バスで大黒湯に通っている」（春日、根津）といった声が聞かれます。

公衆浴場経営や銭湯文化を取り巻く新たな状況のなかで、公衆浴場の確保と銭湯文化存続と発展を願い、以下のことを求めるものです。

## 請願事項

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づいて、区として浴場空白地域に公設民営などの方式で公衆浴場をつくってください。
- 2 区のシニア入浴や湯遊入浴などの施策について、区民周知の方法を改善してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第24号
件名	旅館業法上の施設建設に関する請願
請願者	文京区千石四丁目36番9号 文京区の住環境を守る会（千石4丁目） 代表 三枝宏有 署名 2,519名
紹介議員	山田ひろこ 西村修 金子てるよし 田中和子 海津敦子 藤原美佐子 若井宣一
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

文京区においては、旅館やホテル、簡易宿所の開業にあたって、「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」があり、第3条では、「営業者は、(中略)関係住民及び町会等から要望等があったときは、誠意をもってこたえなければならない」と規定し、第8条以下では、営業者に対して、近隣住民に対する説明会を開催し、説明会において関係住民及び町会等の間で合意に達することを求めています。第13条では、合意に達したことで説明会が終了し、それを「区長に報告するまでは、営業施設の工事の着工をしないものとする」とも規定しています。

しかしながら、周辺的生活環境に大きな影響を及ぼす営業施設であるにもかかわらず、近隣住民への説明や対応に誠意を欠き、十分な説明を行わない事業者が見受けられます。中には、区の指導にもかかわらず、要綱であるから強制力がないという短絡的な理解をもとに、指導要綱上の責務や義務を軽視する姿勢の者もいます。

私たちの住む千石4丁目でも、旅館業法(昭和23年法律第138号)上の施設の建設が計画されています。この土地の用途地域は、第一種住居地域(ごく一部近隣商業地域)であり、旅館業法上、営業は認められているものの、子育て世代が多く住み、付近に児童遊園もある閑静な住宅街になっています。

文京区の「指導要綱」を軽視あるいは無視して計画が進められ、この地で旅館業法上の施設が建築・開業されることになれば、不特定多数の宿泊者が来訪することとなり、防犯上、防災上、防疫上も極めて問題が多いと強く懸念されます。また文京区内にある第一種住居地域のどこでもこうした施設の営業が可能となり、子育て世代・高齢者の双方に安全・安心で、みどり多く閑静な住環境を特徴とする文京区のブランド力を毀損する恐れが出てきます。

他方、事業主体は企業規模を問わず広範囲にわたるほか、事業手法も多岐に及び、参入動機も単なる投資利回り確保のための投機など多様化しています。現在の指導要綱は、昭和60年に制定され何度か改正しているものの、最後の改正は平成20年8月19日(20文保生発第1230号)と10年前です。この間、区を取り巻く住環境、経済・社会・産業構造は激変しているにもかかわらず、現在の指導要綱の内容は必ずしも現状に即したものであると言えないと考えます。

よって、下記のとおり貴議会が文京区に対し働きかけて下さるよう、近隣住民ほか2,519筆の署名を添えてお願いいたします。

## 請願事項

- 1 旅館業法上の営業者が、指導要綱をしっかりと厳守し、地域の生活環境に十分配慮した上で、住環境の悪化に対する住民の不安や要望を最大限考慮し、説明会において関係住民及び町会等が営業施設の建築等について合意に達することができるよう真摯な対応を重ね、そうした説明会が終了するまでは、営業施設の工事に決して着手することがないように、強く指導するように働きかけてください。
- 2 本請願の趣旨及び理由に鑑み、現在の国の政策、区を取り巻く住環境の変化、経済・社会構造の変化並びに産業界の現状に合った「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」に改めるよう、区において「指導要綱」の各項目について現状に合った内容になっているかどうかひとつひとつ確認するとともに、必要に応じて見直してください。